

お客様各位

2016年12月  
AGCポリマー建材株式会社  
ポリマー建材事業グループ

## MOCAを含むウレタン防水材の取扱いについて

日頃 弊社製品をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

「3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン」(以下「MOCA」)を含む製品について厚生労働省より、法令に基づくばく露防止措置などの徹底、膀胱がんに関する検査の実施等の要請がありました。

化成品等の製造事業所において労働者及び退職者に膀胱がんの病歴又は所見があることが厚生労働省の調査で明らかになり、これらの労働者及び退職者のうち5名は、かつて同一事業所でMOCAそのものを取扱う作業に従事していたことが判明しました。

(MOCAと膀胱がんの因果関係については厚生労働省による調査が継続しております。)

MOCAは、防水材としては液状の硬化剤に溶かし込んであるので空气中に飛散する事はなく、又主剤と硬化剤を反応硬化させることで消費され、ウレタン防水塗膜の中に残存しないことから毒性もなくなり又環境を汚染することはありません。

しかしながら、特定化学物質障害予防規則(以下、特化則)の第二類に分類されていることから、日本ウレタン建材工業会(以下、NUK)はMOCAを含むウレタン防水材の取扱いに際し、『MOCAを含むウレタン防水材の取扱いについて』の冊子を昭和63年に発刊して周知を行って参りました。

NUKは今回の厚生労働省の要請を受け、MOCAを含むウレタン防水材の適正な取り扱いを周知するため、全国防水工事業協会と共同で改訂版を準備することにしました。発刊は2017年1月を予定していますので、厚生労働省からの要請に基づき特化則に準じた取扱い作業の周知徹底をお願い申し上げます。

厚生労働省からの要請内容につきましては、以下の厚生労働省のホームページにてご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000137389.html>

弊社としては、MOCAを含むウレタン防水材は、特化則を遵守した取扱いをしていただければ問題ないとの認識です。今後も、法令を遵守したウレタン塗膜防水を提供して参りたいと考えておりますので、よろしく御願い申し上げます。